

1.2018 年度事業報告

2018 年は、6 月の大阪府北部の地震、7 月には広範囲に記録的な豪雨となった西日本の豪雨、大雨、暴風や高潮の被害をもたらした台風 21 号、災害級の猛暑、そして、北海道胆振東部地震では広範囲に停電を伴う大きな被害となった。また、東日本大震災の被災地の水産加工業については、施設復旧を進めた結果、9 割の施設で業務を再開し、売上げは震災前の約 8 割まで回復している。しかし、施設の復旧に比べると、売上げの回復が遅れていることから、復興庁では、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・開拓に向け「東北復興水産加工品展示商談会」開催等の支援を実施している。

こうした中、塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている中で、通期では約 90 万トン程度と見込まれている。

2018 年度も塩工業会会員は、国民生活に不可欠な良質な国産塩の安定供給を続けてきたが、「燃料費、物流費の上昇、設備維持更新費用の増大」により、業務用塩については、4 月以降に価格改定となった。

国内製塩業に過大な負担をもたらす石油石炭税については、2016 年度末に、2020 年 3 月末までの軽減措置が決定されたが、関係方面へ機会がある都度、脆弱な企業体力について説明を実施した。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国では、政府が中国国内基準価格を定め、価格が大幅に変動した場合には、減産若しくは増産する施策を打ち出し、石炭価格の安定化に取り組んでいるものの、環境面への配慮により、石炭需要は減少していたが、2018 年は水力発電が不調であったことから、一般炭の需要は増加しており、価格が高騰している。一方、経済成長の減速により需要の伸びについては、不透明である。

また、供給国である豪州では、休止中炭鉱の再稼働計画や既存炭鉱の拡張計画により需要増に対応した能力が期待されている。インドネシアは、石炭資源保護と有効利用の観点から生産調整策を実施していたが、2018 年に輸出量は増加に転じており、堅調な輸出が続くものと思われる状況にある。

そのような状況下にあつて、石炭価格の高騰は、為替問題も絡み、国内製塩の安定操業・事業存続について、危惧される状況であることには変わりはない。

関税問題については、2018 年 12 月 30 日、米国を除く 11 か国で TPP（環太平洋経済連携協定）が発効、2019 年 2 月 1 日には、日欧 EPA（経済連携協定）が発効した。一方、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、2018 年中に実質妥結を目指したが、関税の撤廃、引き下げに慎重な姿勢を強く示す国もあり、他国との隔たりが埋まらなかった。

塩の安全・安心への取り組みについては、HACCP・ISO22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及び AIB 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン維持審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。